

令和8年度広島市役所グリーン購入ガイドライン

広島市役所グリーン購入方針の4に基づき、令和8年度広島市役所グリーン購入ガイドラインを次のとおり定める。

1 総則

本市のグリーン購入の品目ごとの判断の基準等は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）に基づく国の基本方針である「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定めるところによるものとする。ただし、別添1（特定調達品目に係る本市独自の判断基準等）及び別添2（令和8年度公共工事に係る判断基準等）に定めるものについては、この限りではない。なお、購入目標の算定基準及び購入目標については別添3のとおりとする。

2 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定調達品目

本市が重点的に調達を進めていく環境物品等の種類をいう。

(2) 特定調達物品

特定調達品目の判断の基準を満たす物品等をいう。

(3) 判断基準

特定調達品目である環境物品等が特定調達物品であるための基準をいう。

(4) 配慮事項

特定調達物品であるための要件ではないが、特定調達物品を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項をいう。

3 調達方法

(1) 選択の手順

特定調達品目の物品等の調達に当たっては、各課等からの請求に基づき財政局契約部物品契約課において調達する場合及び主管課において調達する場合のいずれにおいても、次のとおり物品等を選択する。

ア 原則として、特定調達物品を選択する。

イ 特定調達物品が確認できない場合は、環境ラベル製品（エコマーク商品等）等の環境物品等を選択する。

(2) 選択の方法

判断基準との適合状況については、以下のホームページ等を参考に確認する。

| 区 分 | 内 容 | 入 手 先 |
|---|---|---|
| グリーン購入のためのデータベース(グリーン購入ネットワーク(GPN))が運営) | GPNの購入ガイドラインに即した物品の環境情報 ・ グリーン購入法に基づく国の基本方針の判断基準への適合 ・ 価格、基本性能 など | GPNのホームページ http://www.gpn.jp/ GPNエコ商品ねっと http://www.gpn.jp/econet/ |
| エコマーク商品情報 | エコマーク認定ポイント ・ 再生材料使用の有無 ・ 有害物質使用の制限又は禁止 ・ その他の環境配慮事項など | (公財)日本環境協会エコマーク事務局のホームページ http://www.ecomark.jp/ グリーンステーション・プラス https://g.greenstation.net/ |
| 業者が発行している商品カタログ | 環境に配慮した事項に関する情報 ・ グリーン購入法適合の有無 ・ 再生材料使用の有無 ・ その他の環境配慮事項など | 各メーカー、小売業者など |

注：これらの情報を参考にしても、特定調達物品と認められるかどうかの判断が難しい場合は、メーカー又は取扱事業者等へ直接確認する。

3 調達実績の報告

(1) 各課等

各課等は、年に2回(9月末、3月末)、課等の振替物品を除く特定調達品目の調達実績等(調達総数、特定調達物品の購入数、特定調達物品以外を調達した理由)を集計し、その結果を各局・区等庶務担当課長へ報告する。

振替物品の調達実績の集計及び結果の報告は、財政局契約部物品契約課において行う。

(2) 各局・区等

各局・区等庶務担当課長は、局・区等の調達実績を集計し、その結果を環境局環境政策課長へ報告する。

なお、環境局環境政策課長への報告時期については、別途通知において定める。

(3) 環境局環境政策課

環境局環境政策課長は、毎年度、局・区等の調達実績を環境調整会議において報告する。

4 留意事項

(1) 特定調達品目以外の物品等の購入

原則として、環境ラベル製品(エコマーク商品等)等の環境物品等を選択する。

(2) 環境物品等に関する情報の活用

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、多様なものが提供されている。このため、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークなどの環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の購入に努める。